## 記入例

第1号様式



年

月

4

## 産業廃棄物処分費用後納承認申請書

(申請先) 横 浜 市 長

申請者 住 所 横浜市〇〇区〇〇 (届出者) 会 社名 〇〇建設㈱ (代表者名 (代表取締役 〇〇〇〇

代表者名 代表取締役 〇〇〇〇 者印 電 話 045 (〇〇〇 ) 〇〇〇〇

南本牧第5プロック廃棄物最終処分場における産業廃棄物処分費用の支払い方法を、後納払いとした 、添付書類を提出のうた、次のとおり申請します。

発注 者 (発注担当局部課)
 発生 場所 の タ 称

A 生 場所 タ 条

添 □ 住民票又は法人登記簿謄本の写し(公共事業の場合は不要)

市民税又は法人市民税の直近の期の納税証明書の写し(公共事業の場合は不要)

直近の期の貸借対照表及び損益計算書(個人の場合は、直近の期の所得税の納税証明書の写し) □有

曹 □無 (該当する数字を○で囲む)

① 横浜市財政局契約の工事(水道局、交通局委任案件を含む)を今年度請け負っている。

全年度、搬入番号【 号】にて後納承認申請書を提出している。

3 申請者は横浜市、横浜市が出資する外郭団体及び公益法人である。

確 認 ☑ 過去1年以内に納期限を超過した支払いはありません。

事 項 ☑ 下記の注意事項について確認しました。

(注意)

粨

- 1 後納払いは、次のいずれかの要件を満たした場合に限ります。
  - (1) 横浜市、横浜市が出資する外郭団体及び公益法人が搬入する場合
  - (2)機浜市、横浜市が出資する外郭団体、国又は神奈川県の公共事業を請け負った者のうち、搬入届出量が2 トン以上であり、処分費用を遅滞なく納入できる経営状況であるもの
  - (3)公共事業の請負以外の者のうち、搬入届出量が20トン以上であり、処分費用を遅滞なく納入できる経営状況であるもの
- 2 この申請書は、産業廃棄物搬入届出書とあわせて提出してください。
- 3 記載内容に変更が生じる場合は、再申請が必要です。
- 4 処分費用の納期限は搬入月の翌月末です。横浜市が発行する納入通知書で、納期限までに所定金額の納付が必要です。
- 5 申請者が、資格基準を満たしていないことが判明した場合は、後納を停止します。また、指定された納期限内に処分費用を納付しない場合は、次の(1)~(3)を行います。
  - (1) 既に届出された後納払いによる搬入をすべて停止します。
  - (2) 横浜市が指定した日から1年間、後納承認の申請ができません。
  - (3) 既に搬入した分の処分費用について、期限の利益を失い、一括で納付していただく場合があります。

## 産業廃棄物処分費用後納承認申請書の記入方法

前ページの記入例と以下の対応する番号を参考に記入してください。

- 届出者の記入日時点の情報を記入してください。届出者は廃棄物の処理責任者であり、建 設工事の下請業者や収集運搬を委託された収集運搬業者等は届出者にはあたりません。 また、押印については法人の場合は代表者印、個人の場合は実印を使用してください。
- ② 発生場所の名称は産業廃棄物搬入届出書と同様に、**工事名や事業所名を記入**してください。 公共工事の場合のみ、発注者及び発注担当者の欄も記入してください。
- **③** 必要な添付書類の欄にレ点を入れてください。貸借対照表及び損益計算書の添付を省略できる場合は、「□無」にレ点を入れて、該当する番号を○で囲んでください。
- ◆ 注意事項を必ず確認して、両方にレ点を入れてください。